

安城市雨水マスタープラン策定審議会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、安城市雨水マスタープラン策定審議会規則（平成31年安城市規則第12号）第7条の規定に基づき、安城市雨水マスタープラン策定審議会の運営に関し必要な事項を定める。

（委員）

第2条 安城市附属機関の設置に関する条例（平成25年安城市条例第34号）別表 安城市雨水マスタープラン策定審議会の項に規定する関係行政機関の職員には、次に掲げる者を充てる。

- (1) 愛知県知立建設事務所 河川整備課長
- (2) 愛知県知立建設事務所 都市施設整備課長
- (3) 愛知県西三河農林水産事務所 建設課長

（会議）

第3条 前条の関係行政機関の職員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を委員として出席させることができる。

- 2 安城市市民参加条例施行規則（平成23年安城市規則第13号。以下「規則」という。）第5条第1項第2号に掲げる会議の傍聴席数は、10席とする。
- 3 規則第6条第1項の規定に基づく傍聴の受付は、会議開始の1時間前から15分前までに行うものとする。
- 4 安城市市民参加条例（平成23年安城市条例第14号）第9条第6項の会議録には、日時、場所、出席者、次第及び発言内容を記載し、会議終了後30日以内に公表するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年 月 日から施行する。